

仕様書

1 件名

練馬区おくやみハンドブック官民協働発行事業

2 業務概要

区民が死亡した後に発生する手続き等に関して、ご遺族の負担を軽減するため死亡後の各手続きの情報に企業等の広告（以下「広告」という）を加えた「練馬区おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という）を練馬区（以下「区」という）と民間事業者等（以下「事業者」という）が協働して発行する。

3 配布期間

協定締結日から令和 8 年 7 月 31 日

4 費用負担

本業務における企画、編集、印刷、製本および納品にかかるすべての費用は、事業者が負担することとする。なお、事業者はハンドブックに、企業等の広告を掲載することができ、その収入は事業者に帰属する。また、広告主の申込みがない場合も、自らの責任において本業務を履行するものとする。

5 掲載内容

- (1) 死亡に伴い必要となる区役所内での手続きに関する情報
- (2) その他、死亡に関連した手続きの情報
- (3) 広告

※現行のハンドブックの内容を網羅し、より見やすい・わかりやすい案内を提供できるもの

6 規格等

提案による。ただし、以下の項目をもとにして作成すること。

- (1) 名 称 「おくやみハンドブック」
- (2) 制 作 方 法 区は、ハンドブックに掲載する手続き等の情報を電子データ等で事業者を提供する。事業者は提出されたデータ等を基に原稿を作成する。
- (3) 寸 法 A 4 サイズ
- (4) 規 格 ・ 色 中綴じ冊子、フルカラー両面印刷
- (5) 紙 質 上質紙 90 kg または準ずるもの
- (6) 総 ペ ー ジ 数 60 ページ程度
- (7) 広 告 ペ ー ジ 数 10 ページ程度
※表表紙、裏表紙への掲載は不可。
- (8) 発 行 部 数 16,000 部/年

- (9) 発行回数 1年に1回
(10) 納品回数 1年に2回
(11) 校正回数 2回以上
※2回目の納品前に法令等の改正に伴う修正や行政ページ等の軽微な修正を行う。
(12) 納品期限 第1回目 令和6年7月30日(予定)
※2回目の納品日については、区および事業者双方協議の上決定する。
(13) 納品場所 練馬区役所 区民部戸籍住民課
東京都練馬区豊玉北6-12-1
石神井庁舎
東京都練馬区石神井町3-30-26
(14) その他 別途PDFデータも納品すること。(区公式ホームページに掲載する。)

7 広告について

- (1) 広告の募集・掲載に当たっては、「練馬区有料広告事業に関する基本方針」(別紙1)および「練馬区有料広告掲載・掲出基準」(別紙2)を遵守するものとする。
(2) 広告主の募集、広告の制作等は事業者が行うこと。
(3) 広告掲載についての問合せ先が事業者となる旨を明記すること。
(4) 広告の内容は、おくやみの特性に合わせた広告とすること。
(5) 広告の内容は、事前に区の了解を得るものとする。

8 責任分担

- (1) 区が提供する手続きに関する情報の責任は区が負うこととし、問い合わせ等があれば区が対応することとする。
(2) 上記以外の情報、広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。

9 著作権等

本業務により制作されるハンドブックは、事業者が区に納品した後はハンドブックの所有権は区に移転するものとする。ただし、ハンドブックの事業者が発案したデザインや記事、広告等の知的財産権は事業者に留保されるものとする。

10 業務分担

本業務に関する業務分担は以下のとおりとする。

項目	内容	区	事業者
編集	全体企画	○	○
	行政情報の原稿提供	○	
	原稿の編集 (デザイン・レイアウト等)		○ (区と協議)
	原稿の構成・チェック	○	○
広告	募集		○
	審査	○	
	広告制作		○
	広告収入		○
印刷・製本	印刷・製本作業		○
納品	完成品の検品	○	○
	完成品の納品		○

11 その他

- (1) 事業者は、履行期間内において、落丁および乱丁などがあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- (2) 発行部数が不足した場合の増刷に関する費用は、発行部数の2割の範囲内であれば事業者が負担し、それを超える範囲については協議の上、いずれが負担するか決定するものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合には、区および事業者双方協議の上決定する。

12 担当

練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係 石村

メール：KOSEKIJYUMIN16@city.nerima.tokyo.jp

連絡先：03-5984-1273

F A X：03-5984-1222